

業務指示書

エルサルバドル国プロジェクト研究 初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト 下のインパクト評価のためのデータベース構築

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの。

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：社会開発分野における各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／データ分析・評価）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：社会開発分野におけるデータ分析・評価に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 調査計画・監理①】

- 1) 類似業務の経験：基礎教育分野における調査に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 データセット作成・管理】

- 1) 類似業務の経験：データセット作成・管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月21日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

5. 現地再委託にかかる業務

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(USD 1 = 111.326000 円, US\$1 = 111.326000 円, EUR1 = 124.403000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／データ分析・評価
調査計画・監理①
データセット作成・管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.10 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月11日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

エルサルバドル国プロジェクト研究 初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト
のインパクト評価のためのデータベース構築

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/データ分析・評価	(30.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	6.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 調査計画・監理①	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： データセット作成・管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 本業務の背景

JICA は、教育協力ポジションペーパー(2015年10月)において、「①カリキュラム、②教科書、学習教材、③授業、④学力評価(アセスメント)の一貫性を持たせ、「学びのサイクル」を強化する」ことを重点的取組みに掲げており、ホンジュラス等の中米地域の他、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、パプア・ニューギニアにおいて教科書及び教員用指導書の開発を中心とした同様の事業を展開してきている。

教科書及び教員用指導書は、カリキュラムと授業、児童・生徒の学びをつなぐものである。良質な教科書及び教員用指導書を用いることにより、カリキュラム意図を教員が授業において具現化することにより、児童・生徒の学びの改善を図る(以下、「教科書開発アプローチ」という)。中米地域において、JICA は、2006年以降、教科書開発アプローチによる協力を本格的に開始し、これまでの協力を通じ、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドルにおいて開発された算数教科書が全国配布されている。他方で、教科書開発アプローチの効果については、グアテマラでUNESCOにより2012年に実施された中南米地域試験において、小学校算数科3・6年生の成績が大幅に向上したことが挙げられるが、これまで介入(プロジェクトの活動)と効果を厳密に評価されていない。

JICA は、エルサルバドル国において、初中等学校の児童・生徒の算数・数学科の学力向上を目指し、基礎教育、中等教育、教師教育における算数・数学科の教材等を開発・改訂するため、「初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という)を2015年11月から2019年6月まで実施中である。本インパクト評価は、エルサルバドルにおいて、教科書・教員用指導書・練習帳の開発・配布、現職教員研修及びモニタリングを行うことにより、児童・生徒の学力向上が図られるかを検証することにより、教科書開発アプローチの有効性と課題を明らかにし、基礎教育開発事業の改善と推進につなげるものである。

エルサルバドル政府は、教師教育を政策上の優先課題に位置付けており、本インパクト評価結果をもとに2019年1月以降の教科書・教員用指導書・練習帳の全国配布後の教育施策を検討・実施していく方針である。なお、エルサルバドルにおいては2019年上半期に大統領選挙が予定されており、政権交代に関らず、プロジェクトにより開発された教科書等の継続利用のため、エルサルバドル教育省がインパクト評価の実施を要望した経緯がある。また、JICA は、エルサルバドルを拠点国とし、本プロジェクトの知見をもとに、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグアへ中等数学教科書開発の広域協力を展開しており、本インパクト評価結果を活用することで、同協力がより開発効果を高め、妥当なものとなることが期待される。さらに本インパクト評価から得られる、教訓、示唆は、他地域の教科書開発アプローチの今後の展開の改善に資するものである。

2. 本インパクト評価の概要

(1) 評価名

プロジェクト研究「初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト」インパクト評価のためのデータベース構築

(2) 評価の目的

教科書開発アプローチの有効性を検証するため、主に以下の設問に関し、評価を行う。以下の設問は、業務開始後の JICA との協議において、一部追加・変更となる可能性がある。

- ・ 教科書・教員用指導書・練習帳の配布、現職教員研修、モニタリングの実施により、児童・生徒の数学科の試験結果が向上するか。また、ベースライン調査時に成績上位の児童・生徒に限らず、児童・生徒の学力が、それら介入により向上するか。また、その結果、児童・生徒の算数・数学科に対する興味・関心が高まるか。
- ・ 教科書・教員用指導書・生徒用練習帳の配布、現職教員研修、モニタリングの実施により、教員の授業が、問題解決型となり、授業時間中の児童・生徒の能動的学習時間を増加させるものとなるか。研修後のモニタリングにより、教員の授業はより改善し、児童・生徒の能動的学習時間は増加するか。また、児童・生徒用の練習帳の配布等により、児童・生徒の能動的学習時間が増加するか。
- ・ 介入 1 年目のみの対象児童・生徒に比べ、介入 2 年間の対象児童・生徒の数学科の試験結果はより向上するか。

現時点で想定される主な被説明変数等は以下のとおりである。

指標	対象	データ収集手段
<アウトカム>		
試験結果（数学科）（新カリキュラムに準拠して本プロジェクトにより作成され、教育省により承認されたものを用いる。）	児童・生徒	試験
児童・生徒の数学に対する興味・関心の度合い	児童・生徒	調査票・インタビュー調査
児童・生徒の留年率・退学率	学校	調査票・インタビュー調査
<中間的なアウトカム>		
教員による授業の変容（問題解決型・能動的学習時間の確保）、授業中の能動的学習時間	教員	授業観察、調査票・インタビュー調査
生徒用練習帳の活用頻度	児童・生徒、 教員、学校	調査票・インタビュー調査
<アウトカムに影響を及ぼす要因例>		
児童・生徒数（学校全体、1クラス）	学校・教員	調査票・インタビュー調査
教員数（学校全体、算数・数学科）	学校	調査票・インタビュー調査
教員の属性（大卒、経験年数、他研修受講経験など）	教員	調査票・インタビュー調査
生徒の家庭の社会経済環境	生徒	調査票・インタビュー調査
校長のリーダーシップ	教員	調査票・インタビュー調査
教科書・教材・教員用参考教材など	学校	調査票・インタビュー調査
ギャング（マラス）による影響の有無	教員	調査票・インタビュー調査
校内研修の有無、実施回数	学校	調査票・インタビュー調査
他ドナーの介入の有無	学校	調査票・インタビュー調査

(3) 評価手法

ランダム化対照試験 (Randomized Control Trial : RCT) により評価を行う。

(4) 対象学年及び教科

2018 年は第 2 学年及び第 7 学年 (いずれも公立校)、2019 年は第 3 学年及び第 8 学年を対象学年 (いずれも公立校) とし、算数及び数学を対象教科とする。2019 年の調査対象とする教員、児童・生徒は原則として 2018 年の調査対象と同じとする。

(5) 対象グループの設定及びサンプルサイズ

評価の対象とする介入は、①算数・数学科の教科書開発・配布、②教員用指導書開発・配布、③教員研修の実施 (伝達講習 2 日間)、④児童・生徒用練習帳の開発・配布、⑤指導主事とカウンターパートのペアによるモニタリングである。本インパクト評価は、対照群と介入群の 2 グループを設ける。

サンプルサイズは、各グループ 100 校、計 200 校とする。対象学年は第 2 学年及び第 7 学年の 2 学年であり (2019 年は第 3 学年及び第 8 学年)、教員数は 1 クラスターあたりの 2 名 (1 名×2 学年) で計 400 名、児童・生徒数はそれぞれ 1 クラスターあたり 40 名 (20 名×2 学年) で計 8,000 名 (各グループ 4,000 名) である。第 2 学年及び第 3 学年に対する調査は、中学校と併設された小学校のみを対象として行う。

上記の対照群及び介入群から、それぞれ 30 校程度をランダムサンプリングし、ベースライン・エンドライン調査とは別に授業観察及び教員に対するインタビューを行う。授業観察及び教員に対するインタビューは、同じ教員を追跡して行う。

(6) 対象地域

エルサルバドル中部 2 県 (カバーニャス県、サンビセンテ県) 及び東部 1 県 (サン・ミゲル県) とする。

(7) エルサルバドル国側カウンターパート機関

エルサルバドル教育省

(8) 実施体制

本インパクト評価は、JICA 人間開発部基礎教育グループが、本業務を受託するコンサルタントにより収集されたデータを分析し、エルサルバドル側と協議の上、評価報告書を作成する。

(9) 実施期間

2017 年 8 月から 2020 年 5 月まで。プレ調査は 2017 年 10 月中旬、ベースライン調査は 2018 年 1 月下旬、エンドライン調査は 2018 年 10 月中旬、フォローアップ調査は 2019 年 10 月中旬に実施する予定である。

3. 業務の目的

本コンサルタントは、「エルサルバドル初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト」インパクト評価の枠組みにそって、プレ調査、ベースライン調査、エンドライン調査、フォローアップ調査を実施し、インパクト評価のためのデータベースを構築することを主な目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2017年6月にエルサルバドル政府と締結した議事録(M/M)に基づいて実施される「エルサルバドル初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト」インパクト評価の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(ア) 調査ツールの作成、ソフトウェアの使用

本調査で用いるテスト問題はプロジェクト専門家及びカウンターパートが開発したものをを用いる。また、教員の授業観察で用いる観察シートについても、プロジェクト専門家及びカウンターパートの開発したものをを用いる。テスト問題及び授業観察シートはJICAが本件に従事するコンサルタントに提供し、コンサルタントが必要部数の印刷準備を行う。その他の調査ツールは本業務において本件に従事するコンサルタントが開発することとする。

調査ツールは紙媒体を基本とするが、調査結果の集計等のためにソフトウェアの使用が効率的と考えられる場合には、プロポーザルにおいて提案すること。

(イ) 児童・生徒に対する調査の方法

本調査において児童・生徒に対する試験を実施するが、同試験は本業務を受託したコンサルタントがJICAから提示される実施要領にそって実施することとし、同コンサルタントがJICAから提示される採点基準をもとに採点を行う。試験問題は、各試験の実施後に全てを回答用紙とともにコンサルタントが回収する。

試験においては、児童・生徒の算数・数学科への興味・関心を問う簡易な質問票による調査をあわせて行う。また、児童・生徒の家庭学習の実施状況については、練習帳の実施状況をもとに確認する。

エルサルバドルにおける児童・生徒は、1クラスあたり年間数名が転校・留年する傾向にあるが、転校した児童・生徒については、追跡を行わない。留年した児童・生徒については、2019年10月の調査(試験等)の対象に含める。試験は、原則として教室内の全ての児童・生徒に対して行うこととし、予めサンプリングされた児童・生徒の試験結果をデータセットに入力する。2018年末に留年する児童・生徒については、引き続き調査サンプルに含め、調査を継続する。テストを受けることが明らかに困難な児童・生徒(重度の視覚障害を持つ者等)は、調査対象から除く

1クラスあたり、データベースに入力する児童・生徒は基本的に20名とするが、試験は全ての児童・生徒に対して行うこととし、試験解答用紙は調査完了までコンサルタントが保管することとする。

(ウ) 校長及び教員に対する調査の方法

校長及び教員に対する調査は、質問票またはインタビュー調査が考えられるが、効率的かつ適切な方法をプロポーザルにて提案すること。授業観察及び教員へのインタビューは、ベースライン調査、エンドライン調査とは別に行うこととし、学校年度期間中に2回程度行うこととする。

(エ) 現地調査チームの構成、安全対策措置

データ収集のため各学校を訪問する現地調査チームは、1チームあたり、現場調査監督者(Field Supervisor) 1名、調査員(Surveyor) 3名を基本とするが、プロポーザルにおいて現地調査にあたって適切と考えられるチームの構成を提案すること。現地調査は、1チームあたり1日1校を目安とする。

現地調査は、JICAとエルサルバドル教育省の間の合意により、エルサルバドル教育省による同行のもと実施される。エルサルバドル教育省による同行に要する費用は、エルサルバドル教育省側が負担する。

(オ) 使用するソフトウェアの指定、データセットの種類

本調査におけるデータセットはStataのdtaファイルにより作成する。データセットは、調査対象者(校長、教員、児童・生徒)毎に分け、ベースライン調査、エンドライン調査、フォローアップ調査のそれぞれで作成する。作成する各データセットの中で、ベースライン調査・エンドライン調査・フォローアップ調査を通じ、学校、教員、児童・生徒を特定できるIDを付す。また、データクリーニングのために作成したStataのdoファイルについても、データベースとあわせてJICAに提出することとする。

現時点で想定されるデータの量は、学校200校、教員400名、児童・生徒8,000名、変数の数は1回の調査あたり合計400程度である。

(カ) 教科書、教員用指導書及び練習帳の印刷・配布、現職教員研修の実施

本インパクト評価では、介入群に対して教科書、教員用指導書及び練習帳を配布するが、それらの調達、印刷・配布の支払いはJICAエルサルバドル事務所が行う。教科書、教員用指導書及び練習帳の調達は、それらの開発スケジュールとの関連により、2018年に利用するものは2回に分けて行うこととし、2017年11月に教科書等の前半部分、2018年4月に同後半部分を対照群及び介入群の学校に対して配布予定である。教科書・教員用指導書・練習帳は、介入群の対象学年の全ての児童・生徒を対象とする。第2学年の教科書は、練習帳とあわせて作成されており、各児童に配布される。他方で、第7学年の教科書は学校において管理、使用する生徒への貸出とし、練習帳は各生徒に配布する。

教員及び指導主事等に対する研修はエルサルバドル側により負担されることとなっているが、改訂カリキュラムに係る研修の延期等が生じる恐れがある場合には、同研修に要する費用をプロジェクト経費からJICAが執行することとする。現職教員研修の対象となる教員は、介入群における第2学年の全ての担任及び補助教員(低学年(第1~第3学年)の児童の学習支援(言語、算

数)のために配置されている教員)、第7学年の全ての数学科担当教員である。

(キ) プロジェクト専門家との情報共有、連携

本業務は、プロジェクト実施期間中に行うことから、調査計画の策定・調査の実施において、コンサルタントはプロジェクト専門家と緊密に情報共有する。プロジェクト活動と調査の間で調整・確認が生じた場合には、その都度、JICAに報告し、JICAの指示のもとで対応する。

6. 業務の内容

本コンサルタントはJICAの関係者等と協力して本インパクト評価調査が円滑に実施されるよう留意しつつ業務に従事する。具体的な業務内容は、以下のとおり。本業務における契約は第1期と第2期に分割する。

<第1次： 2017年8月～2019年5月>

(1) 業務計画書(第1次)の作成

本業務に関連するプロジェクト各種報告書、成果品及び先行する学術研究、インパクト評価をレビューし、本インパクト評価の概要をふまえ、プレ調査の概要、ベースライン調査計画の概要、エンドライン調査計画の概要及びフォローアップ調査計画の概要を含む、業務計画書(第1次)を作成する。計画の作成においては、エルサルバドルにおける教育事情をふまえる。業務計画の作成にあたっては、本評価と関連するテーマのインパクト評価のデータベースの活用や、他省の管轄する社会調査によるデータベースの活用についても、検討する。

(2) プロジェクト関係者(JICA本部関係部署及び専門家等)との会合への参加

JICA人間開発部等の関係部署、プロジェクト専門家等との会合に参加し、業務計画、プレ調査計画案、ベースライン調査計画案、エンドライン調査計画案、フォローアップ調査計画案等を説明し、それら関係者の了承を得る。

(3) インセプションレポート(第1次)の作成・エルサルバドル関係者への説明

プレ調査計画案、ベースライン調査計画案、エンドライン調査計画案及びフォローアップ調査計画案を含む、インセプションレポート(第1次)を作成する。また、インセプションレポートには、調査ツール及び安全対策要領を含める。エルサルバドル側に対し、適宜JICAと連携し、インセプションレポートを説明し、承認を得る。また、対象県の教育事務所及び県内の数校を訪問する等し、エルサルバドルにおける教育事情の把握を行う。

(4) 対象校・教員リストの作成、ランダムマイゼーション

本インパクト評価の対象校リストを作成する。同リストに含める項目についてはJICAと協議して決定する。

JICA及びプロジェクト専門家から提供されるインパクト評価対象地域の学校リスト及び基礎データ(教員数、生徒数、立地、生徒の成績等)をもとに、ランダムサンプリングにあたって必

要な追加情報をエルサルバドル教育省及び県教育事務所から収集し（各県でアクセスが困難な学校等）、JICA の指示をうけて学校リストからランダムサンプリングし、サンプリングした学校についてランダム割当（対照群及び介入群の学校の割当）を行う。サンプリングは層化ランダムサンプリングにより行うが、サンプリングにおいて用いる層化変数は JICA と協議の上、決定する。また、ランダム割当は必要に応じて層化して行うが、その際の層化変数についても、JICA と協議の上、決定する。

なお、ランダム割当においては、プレ調査の対象校、調査ツールのプレテスト対象校、予備の対象校についても割当を行うこととする（プレ調査の対象校、調査ツールのプレテスト対象校、サンプル・ロスが生じた際の予備の対象校は対照群及び介入群とは異なる学校から選択する）。

ランダム割当、対象校・教員リストを関係者と共有するにあたっては、予め JICA の承認を得ることとする。

（５） データベースの設計

Stata によるパネルデータ（原則として同じ対象者に対する調査を実施する）を作成することを想定し、データベースの形式や変数名を検討し、JICA と協議の上、確定する。

（６） プレ調査の計画・実施

（ア） プレ調査計画の改訂、調査ツールの作成

2018 年 1 月に実施するベースライン調査に向け、ベースライン調査で用いる調査票案を用いてプレ調査を実施することとし、業務計画書、インセプションレポートに係る協議結果をふまえ、プレ調査計画を改訂する。また、プレ調査計画に基づき、調査ツール（児童・生徒に対する試験、授業観察シート、校長・教員に対する調査票等）を作成・準備する。試験及び授業観察シートは、JICA から提供されるものを用いる。調査ツールの作成・準備においては、エルサルバドル教育省及びプロジェクト専門家と内容の確認を行う。

（イ） 現地調査員の訓練

本調査において各学校で調査を行う現地調査員の訓練のため、調査実施マニュアルを作成し、同マニュアルの内容をもとに現地調査員に対する訓練を実施する。授業観察及び試験実施に係る訓練は、プロジェクト専門家の協力を得て行うこととするが、JICA との協議の上、訓練計画の調整を行う。

（ウ） 調査対象とする教員、児童・生徒の選定

現地調査実施のため、対照群及び介入群の学校の校長と日程調整を行う。現地調査においては、本インパクト評価の対象とする学年にそって、選定要件を満たす教員を記載したリストから対象とする教員をランダムに選定する。また、調査対象の教員が担当するクラスから、児童・生徒リストをもとに、調査対象とする児童・生徒をランダムに選定する。

（エ） 児童・生徒に対する試験、授業観察、校長等に対する調査の実施

介入群及び対照群の各校において、上記（ウ）の選定結果をふまえ、児童・生徒に対する試験・調査、教員の授業観察、校長及び教員に対する調査を実施する。

（オ） Stata によるデータセットの作成、データクリーニングの実施

上記（エ）の調査結果をもとに、Stata によるデータセットを作成する。また、作成されたデータに関し、欠損・重複・異常値・論理的整合性等を確認し、必要に応じて再度対象校に確認の上、修正を行う。データセット（クリーニング済）をコードブックとあわせて JICA に提出して確認を求める。

（カ） 調査ツール等の最終化、プレ調査報告書の作成

調査対象校リスト、調査対象校において対象となる学年の教員リスト、調査実施マニュアル等を添付し、プレ調査結果をもとに報告書を作成する。同報告書には、プレ調査における試行をふまえて改訂した調査ツール、調査実施マニュアルを含めることとする。調査ツールの改訂においては、エルサルバドル教育省及びプロジェクト専門家と内容の確認を行う。プレ調査報告書はデータセット（クリーニング済）及びコードブックを添付する。データセットの変更履歴については、同報告書に記載する。

（フ） ベースライン調査の計画・実施

（ア） ベースライン調査計画の作成

2018 年 1 月下旬に実施するベースライン調査に関し、業務計画書、インセプションレポートに係る協議結果、プレ調査における試行をふまえ、ベースライン調査計画を改訂する。

（イ） 現地調査員の訓練

調査実施マニュアルに基づき、現地調査員に対する訓練を実施する。授業観察及び試験実施に係る訓練は、プロジェクト専門家の協力を得て行うこととするが、JICA との協議の上、訓練計画の調整を行う。

（ウ） 調査対象とする教員、児童・生徒の選定

現地調査実施のため、対照群及び介入群の学校の校長と日程調整を行う。現地調査においては、本インパクト評価の対象とする学年にそって、選定要件を満たす教員を記載したリストから対象とする教員をランダムに選定する。また、調査対象の教員が担当するクラスから、児童・生徒リストをもとに、調査対象とする児童・生徒をランダムに選定する。

（エ） 児童・生徒に対する試験、校長等に対する調査の実施

介入群及び対照群の各校において、上記（ウ）の選定結果をふまえ、児童・生徒に対する試験・調査、教員の授業観察、校長及び教員に対する調査を実施する。

（オ） 授業観察及び教員に対するインタビュー等の実施

介入群及び対照群からそれぞれランダムサンプリングした30校において、上記(ウ)の選定結果をふまえ、教員による算数科・数学科の授業観察、インタビューを行う。また、調査対象の教員の担当する児童・教員の練習帳・宿題の実施状況を確認する。

(カ) Stataによるデータセットの作成、データクリーニングの実施

上記(エ)の調査結果をもとに、Stataによるデータセットを作成する。また、作成されたデータに関し、欠損・重複・異常値・論理的整合性等を確認し、必要に応じて再度対象校に確認の上、修正を行う。データセット(クリーニング済)をコードブックとあわせてJICAに提出して確認を求める。

(キ) ベースライン調査報告書、業務進捗報告書の作成

ベースライン調査報告書には、調査対象校リスト、調査対象校において対象となる学年の教員リスト、調査実施マニュアル等を添付し、調査で得られたデータに基づき、学校の基本情報(教員及び児童・生徒の人数(性別)、校長等の経験年数、クラス数等)、試験結果、インタビュー結果等についての記述統計を記載する。ベースライン調査報告書はデータセット(クリーニング済)及びコードブックを添付する。データセットの変更履歴については、同報告書に記載する。また、業務進捗にあわせ、業務進捗報告書(第一回)を作成する。

(8) エンドライン調査の計画・実施

(ア) エンドライン調査計画の作成

2018年10月に実施するエンドライン調査に関し、業務計画書、インセプションレポートに係る協議結果、プレ調査における試行、ベースライン調査結果をふまえ、エンドライン調査計画を改訂する。

(イ) 調査員の訓練、プレテスト、調査ツールの確定

調査実施マニュアルに基づき、現地調査員に対する訓練を実施する。エンドライン調査において、調査ツールをベースライン調査から変更する場合には、現地調査員による同調査ツールに係るプレテストを行い、その結果をもとに調査ツールを確定する。

授業観察及び試験実施に係る訓練は、プロジェクト専門家の協力を得て行うこととするが、JICAとの協議の上、訓練計画の調整を行う。

(ウ) 対象教員、児童・生徒の追跡

現地調査実施のため、対照群及び介入群の学校の校長と日程調整を行う。ベースライン調査で対象とした教員、児童・生徒を確認する。児童・生徒が中退等した場合には、調査対象の教員が担当するクラスから、児童・生徒リストをもとに、追加で児童・生徒をランダムに選定する。

(エ) 児童・生徒に対する試験、校長等に対する調査の実施

介入群及び対照群の各校において、上記(ウ)の選定結果をふまえ、児童・生徒に対する試験・

調査、教員の授業観察、校長及び教員に対する調査を実施する。

(オ) 授業観察及び教員に対するインタビューの実施

介入群及び対照群からそれぞれランダムサンプリングした30校において、上記(ウ)の選定結果をふまえ、教員による算数科・数学科の授業観察、インタビューを行う。また、調査対象の教員の担当する児童・教員の練習帳・宿題の実施状況を確認する。

(カ) Stataによるデータセットの作成、データクリーニングの実施

上記(エ)の調査結果をもとに、Stataによるデータセットを作成する。また、作成されたデータに関し、欠損・重複・異常値・論理的整合性等を確認し、必要に応じて再度調査対象校に確認の上、修正を行う。データセット(クリーニング済)をコードブックとあわせてJICAに提出して確認を求める。

(キ) エンドライン調査報告書、業務完了報告書の作成

エンドライン調査報告書には、調査対象校リスト、調査対象校において対象となる学年の教員リスト、調査実施マニュアル等を添付し、調査で得られたデータに基づき、学校の基本情報(教員及び児童・生徒の人数(性別)、校長等の経験年数、クラス数等)、試験結果についての記述統計を記載する。エンドライン調査報告書はデータセット(クリーニング済)及びコードブックを含む。データセットの変更履歴については、同報告書に記載する。また、業務完了報告書を作成する。

<第2次： 2019年7月～2020年5月>

(1) フォローアップ調査計画の改訂、業務計画書(第2次)の作成

2018年10月に実施するフォローアップ調査に関し、業務計画書、インセプションレポートに係る協議結果、プレ調査における試行、ベースライン調査及びエンドライン調査結果をふまえ、フォローアップ調査計画を改訂する。また、フォローアップ調査計画の概要を含む、業務計画書(第2次)を作成する。

(2) JICA本部関係部署との会議への参加

JICA人間開発部等の関係部署等との会合に参加し、業務計画、フォローアップ調査計画案等を説明し、それら関係者の了承を得る。

(3) インセプションレポート(第2次)の作成・エルサルバドル関係者への説明

フォローアップ調査計画案を含む、インセプションレポートを作成する。また、インセプションレポートには、調査ツールを含める。エルサルバドル側に対し、適宜JICAと連携し、インセプションレポートを説明し、承認を得る。

(4) 対象校・教員リストの確認

ベースライン調査及びエンドライン調査で用いた対象校・教員リストに関し、JICA 及びプロジェクト専門家の協力のもと、エルサルバドル教育省に対し、情報の更新の有無を確認し、得られた情報をもとに改訂する。

(5) フォローアップ調査の計画・実施

(ア) 調査員の訓練、プレテスト、調査ツールの確定

調査実施マニュアルに基づき、現地調査員に対する訓練を実施する。フォローアップ調査において、調査ツールをエンドライン調査から変更する場合には、現地調査員による同調査ツールに係るプレテストを行い、その結果をもとに調査ツールを確定する。

フォローアップ調査時にはプロジェクトが終了しているので、授業観察及び試験実施に係る訓練は、コンサルタントが行う。

(イ) 対象教員の追跡、調査対象の児童・生徒の選定

各対象校において、エンドライン調査で対象とした教員を確認する。教員が交代している場合には後任の教員を新たに調査対象とする。また、エンドライン調査において対象とした児童・生徒を確認する。児童・生徒が欠席・中退している場合には、代わりとなる児童・生徒を名簿からランダムに選択することとする。エルサルバドル側との合意により、評価調査期間中にクラス替えは行わないこととしているが、クラス替えが行われた場合には、前年度のクラス編成で調査対象とした児童・生徒のみを対象として試験を実施する。

(ウ) 児童・生徒に対する試験、校長等に対する調査の実施

現地調査実施のため、対照群及び介入群の学校の校長と日程調整を行う。介入群及び対照群の各校において、上記(イ)の選定結果をふまえ、児童・生徒に対する試験・調査、教員の授業観察、校長及び教員に対する調査を実施する。

(エ) 授業観察及び教員に対するインタビューの実施

介入群及び対照群からそれぞれランダムサンプリングした30校において、上記(イ)の選定結果をふまえ、教員による算数科・数学科の授業観察、インタビューを行う。また、調査対象の教員の担当する児童・教員の練習帳・宿題の実施状況を確認する。

(オ) Stata によるデータセットの作成、データクリーニングの実施

上記(ウ)の調査結果をもとに、Stataによるデータセットを作成する。また、作成されたデータに関し、欠損・重複・異常値・論理的整合性等を確認し、必要に応じて再度対象校に確認の上、修正を行う。データセット(クリーニング済)をコードブックとあわせてJICAに提出して確認を求める。

(カ) フォローアップ調査報告書、業務完了報告書の作成

フォローアップ調査報告書には、調査対象校リスト、調査対象校において対象となる学年の教

員リスト、調査実施マニュアル等を添付し、調査で得られたデータに基づき、学校の基本情報（教員及び児童・生徒の人数（性別）、校長等の経験年数、クラス数等）、試験結果、校長等に対する調査結果等についての記述統計を記載する。フォローアップ調査報告書にはデータセット（クリーニング済）及びコードブックを添付する。データセットの変更履歴については、同報告書に記載する。また、業務完了報告書を作成する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1次はベースライン調査報告書、エンドライン調査報告書、業務完了報告書（第1次）、第2次はフォローアップ調査報告書、業務完了報告書（第2次）とする。なお、現地調査で用いた記入済の調査ツールは成果品に含まない。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1次契約	業務計画書（第1次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	インセプションレポート（第1次）	業務開始から約1ヵ月後 （2017年9月中旬）	英文：2部 西文：20部
	プレ調査報告書	業務開始から約4ヵ月後 （2017年12月中旬）	英文：2部 西文：4部 CD-R：2枚
	ベースライン調査報告書	業務開始から約9ヵ月後 （2018年5月中旬）	英文：2部 西文：4部 CD-R：2枚
	業務進捗報告書（第1回）	業務開始から約12ヵ月後 （2018年8月中旬）	和文：2部 西文：4部
	エンドライン調査報告書	業務開始から約18ヵ月後 （2019年2月中旬）	英文：2部 西文：4部 CD-R：2枚
	業務完了報告書（第1次）	第1次契約終了時 （2019年4月中旬）	和文：3部 西文：10部 CD-R：2枚
第2次契約	業務計画書（第2次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	インセプションレポート（第2次）	業務開始から約1ヵ月後 （2019年8月中旬）	英文：2部 西文：20部

	フォローアップ調査報告書	業務開始から約8カ月後 (2020年3月中旬)	英文：2部 西文：4部 CD-R：2枚
	業務完了報告書（第2次）	契約終了時 (2020年4月中旬)	和文：3部 西文：10部 CD-R：2枚

報告書は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

業務進捗報告書等の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA 本部とコンサルタントで協議、確認する。

○ ア) インセプションレポート記載項目（案）

- ア. 調査の概要（背景・経緯・目的）
- イ. 調査実施の基本方針
- ウ. プレ調査計画
- エ. ベースライン調査計画
- オ. エンドライン調査計画
- カ. 調査実施体制
- キ. 業務フローチャート
- ク. 要員計画
- ケ. 先方実施機関便宜供与負担事項
- コ. その他必要事項

○ イ) 業務進捗報告書記載項目（案）

- ア. 調査の概要（背景・経緯・目的）
- イ. プレ調査、ベースライン・エンドライン調査結果の概要
- ウ. 調査実施体制
- エ. 業務フローチャート
- オ. 要員計画
- カ. その他必要事項

ウ) 業務完了報告書記載項目（案）

- ア. 調査の概要（背景・経緯・目的）
- イ. フォローアップ調査結果の概要
- ウ. 調査実施体制
- エ. 業務フローチャート
- オ. 要員計画

カ. その他必要事項

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA本部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA本部に報告するものとする。

7. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
4. 活動写真
- ウ. 業務フローチャート（計画と実績）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1次契約：2017年8月～2019年5月
- ・ 第2次契約：2019年7月～2020年5月

契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICA本部とコンサルタントが協議し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、契約期間の分割については、上記記述にかかわらず、コンサルタントが適切と考える期間の区分をプロポーザルにて提案することを可とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約17M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載された格付目安を超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/データ分析・評価（2号）
- イ 調査計画・監理①（3号）
- ウ 調査計画・監理②
- エ データセット作成・管理（3号）

3. 対象国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

本インパクト評価の実施に係るエルサルバドル側の全体調整は、教育省中等教育局が中心となつて行う。同局からカウンターパートが配置される。

(2) コンサルタント執務スペースの提供

邦人コンサルタントの執務スペースは、プロジェクト専門家の執務スペースを共用することが可能である。また、調査実施にあたっての対象校への通知について、エルサルバドル教育省が対応する。

(3) 現地調査における同行

安全対策のため、現地調査にはエルサルバドル教育省が同行する。同行にあたってのエルサルバドル側の費用負担はエルサルバドル側により行われる。

4. 配布資料・閲覧資料

(1) 配布資料

(ア) プロジェクト協議議事録 (Record of Discussions : R/D)

(イ) プロジェクト詳細計画策定調査結果

(ウ) インパクト評価に係る議事録 (2017年6月)

(エ) 学校リスト、各県における教育統計

5. 現地再委託

以下の活動については、現地再委託を可とすることとする。現地再委託とする場合には、プロポーザルにおいて、その旨を記載すること。現地再委託分については、別見積とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月改訂)」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地企業の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

- ・ プレ調査、ベースライン調査、エンドライン調査及びフォローアップ調査におけるデータの収集、データ入力、データセットの作成等

6. その他留意事項

(1) C/P の出張旅費

C/P の出張旅費は、エルサルバドル国側の原則負担とする。ただし、現地調査の準備・実施において、C/P の出張が不可欠であり、エルサルバドル側による負担が困難な場合には、JICA との協議のもと日本側で負担とすることとする。

(2) 安全管理

コンサルタントは、業務実施に際して安全対策についても万全を期す必要がある。特に安全対策に関する JICA エルサルバドル事務所からの指示に従うとともに、JICA の安全対策措置を厳守すること。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル事務所等と定期的に情報収集を行うとともに、日常的に政治・社会・治安情報の収集に努めること。また、緊急時の連絡体制については、通信手段の確保や連絡網（ローカル人材含む）の作成を含め、万全を期すこと。現地における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

（３）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

（４）業務従事者の言語

業務従事者のうち、調査計画・監理①、②は、カウンターパートとの意思疎通及びプロジェクト活動の円滑な実施等のため、スペイン語によるコミュニケーションのできることが望ましい。

以上